

「財政面から見た中部州の姿」の概要

1. 提言の目的

本会がこれまでにを行った提言の内容を前提として、道州制導入後の「中部州」の財政の姿をシミュレーションにより定量的に示し、道州制に関する議論の活性化を促す。

2. 提言の概要

第 I 章：平成 22 年度予算に見る国・地方の財政の現状（経済危機の影響など）を把握

第 II 章：経済危機の影響を受けず、個別の市町村レベルまでデータが揃っている、平成 19 年度決算の値にもとづく国・地方の財政の把握

第 III 章：平成 19 年度決算をベースに、本会が過去の提言で示した「道州制下での国と地方の役割分担」に即したシミュレーションを実施

ステップ 1：国から地方へ移譲する事務事業の特定

… 国の歳出 81.8 兆円から地方交付税や国債費を除き、国が主体となって実施している事務事業の歳出を 37.4 兆円と算定。

本会が考える「国と地方の役割分担」に即して事業を振り分けた結果、道州制への移行によって 37.4 兆円のうち 12.1 兆円、32%相当を地方に移譲すべき事務事業とした。

【国の歳出（平成 19 年度一般会計決算）の振り分け概念図】



道州制への移行により重複行政の解消など 10%程度の効率化が生じると仮定すると、**地方の歳出は 12.1 兆円×90%=10.9 兆円増加。**

ステップ 2：国から地方へ移譲する財源の規模の決定

… 国の歳入 84.6 兆円から公債金・地方交付税・国庫支出金（補助金）を除き、国が主体となって実施している事務事業に充てられている歳入を 31.1 兆円と算定。

道州制への移行による事務事業の移譲比率（32%）を踏まえ、**国から地方に移譲すべき財源（地方の歳入）は、31.1 兆円×32%=9.9 兆円増加。**

ステップ 3：国から地方全体に移譲される事務事業・財源から「中部州」への移譲分を試算

… 試算に際しては地方の歳入・歳出全体から「中部州」に配分するシェアが重要であるため、様々な統計における中部 5 県のシェアを勘案し、複数の配分指標で試算を行った。

【道州制への移行による中部州への影響試算】

	歳入 14% 歳出 14%	歳入 14% 歳出 9%	歳入 11% 歳出 14%	歳入 11% 歳出 9%
地方の歳入増 9.9 兆円	1.39 兆円	1.39 兆円	1.09 兆円	1.09 兆円
地方の歳出増 10.9 兆円	1.53 兆円	0.98 兆円	1.53 兆円	0.98 兆円
差 引	▲0.14 兆円	0.41 兆円	▲0.44 兆円	0.11 兆円

配分指標となる「中部のシェア」の考え方
14%=経済力シェア
11%=国税徴収シェア
9%=交付税等国からの財政移転シェア

試算の前提と結果：上表のうち、歳入 14%・歳出 9%の組み合わせを基準ケースとする。

まず、中部 5 県の経済力は概ね全国の 14%程度であることから、道州制への移行に際して**地方の歳入増 9.9 兆円の 14%=1.4 兆円を「中部州」が獲得できると仮定。**

また、平成 19 年度決算において地方自治体が受けている国からの財政移転（地方交付税・国庫支出金など）を比較すると、中部 5 県が受けている財政移転は全国の 9%程度であることから、**地方の歳出増 10.9 兆円の 9%=1.0 兆円を「中部州」が分担すると仮定。**

こうした仮定を置いて試算すると、中部州は歳入増 1.4 兆円、歳出増 1.0 兆円となり、**差引 0.4 兆円の歳入超過となる**との結論が得られた。配分指標を変えて試算すると、0.4 兆円の歳入超過から 0.4 兆円の歳出超過の幅に収まる結果が得られることから、総じて言えば中部州は財政的に均衡する可能性が高い。

なお、同様の仮定を置いて試算を行うと、首都圏、近畿圏および「中部州」は道州制への移行によって歳入超過となるが、他の圏域は歳出超過となるとの結論が得られた。道州制への移行に際しては、**国から地方へ移譲する税財源をどのように州間で配分するかが、税制の将来像とあわせて検討すべき重要な問題**となる。

第 IV 章：残る課題の整理

① 現にある財政的な格差の縮小と州独自の成長戦略へのインセンティブを両立させるためには、**道州制への移行後 10 年程度は、州間での水平的な財政調整（とりわけ首都圏から他の州への財政移転）を設け、調整額を逡減させる仕組みが不可欠**となる。

地方分権改革推進委員会の第 4 次勧告等に盛られた「地方共有税」等の構想を土台にして、水平調整の制度設計を検討すべき。

② わが国の財政は危機的な状況にあると言え、地方分権改革を進めて受益と負担の対応関係をより透明化することで、国民負担の増加に向けた議論を進めるべき時を迎えている。

道州制導入後の税体系としては、地域的な偏在性が小さい地方消費税を地方税の中心とする方向で検討が進められるべき。